

報告第 3 号

条例の一部改正について

1. 北見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 改正内容

第 11 条第 3 項：「都道府県知事が行う研修」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修」に改正。

第 11 条第 3 項：「修了したもの」を「修了したもの（放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から 12 月を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）」に改正。